

資料 2



川島町マスコットキャラクター

かわみん

かわべえ

川島町立小学校規模適正化基本方針 (修正版)

平成 2 8 年 1 月

川島町教育委員会

目次

I	基本方針修正にあたって	1
1	基本方針修正の趣旨	1
II	学校規模の適正化の必要性及び適正規模の基準	6
1	学校規模の適正化の必要性	6
2	川島町における小学校の適正規模の基準	6
III	学校規模の適正化の対象校及び推進の方策	8
1	学校規模の適正化の対象校	8
2	学校規模適正化の推進方策	8
(1)	既存校を活用しての設置	8
(2)	設置場所	8
IV	学校規模の適正化に伴う教育環境の整備	8
1	通学路の安全確保	9
2	学校の施設設備の整備	9
3	教員等の配置	9
V	学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方	9
VI	学校の統合に向けた具体的な進め方	9
VII	結びに	11
■	川島町立小学校規模適正化基本方針説明会における主な質問・回答一覧	12
	(学校等保護者向け説明会)	12
	川島町立小学校規模適正化基本方針説明会における主な質問・回答一覧	14
	(地域住民向け説明会)	14

I 基本方針修正にあたって

1 基本方針修正の趣旨

川島町教育委員会では、川島町立小学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、平成26年11月に「川島町立小学校規模適正化基本方針」を示したが、平成27年5月中旬から7月中旬にかけて実施した、未就学児及び小中学校の保護者並びに地域住民を対象とした説明会での意見等や、アンケート調査の分析結果を踏まえ、基本方針を一部修正することとした。

未就学児及び小中学校の保護者並びに地域住民を対象とした基本方針の説明会での意見等、学校規模適正化に関するアンケート調査の分析結果は、下記のとおりである。

(1) 未就学児及び小中学校の保護者並びに地域住民を対象とした基本方針の説明会での意見等について

— 別添資料1のとおり — (P12～16参照)

(2) 学校規模適正化に関するアンケート調査の分析結果について

○ 基本方針『クラス数の適正な規模』について

「1学年あたりの学級数は複数」

「全学年の学級数は12～18学級」

教育委員会では、子どもたちの「社会性の向上」・「学力の向上」には、切磋琢磨することや競争心の育成が必要と考え、そのために必要な学校規模として「1学年あたりの学級数は複数」という方針を掲げた。

アンケート結果では、学校が統合された場合に期待することとして「社会性の向上」「学力の向上」との回答が上位を占め、「クラス替え」という回答は多くはなかった。(保護者：回答件数2,891のうち244件、8.4%、地域住民：回答件数1,940のうち147件、7.6%)

「社会性の向上」が、学校が統合された場合に期待することとして最も回答が多かった結果は、「社会性の向上」が、ある一定以上の集団規模において期待

できることとして、保護者や地域住民に共通の認識が得られていると見ることができる。

「クラス替え」を望む背景には、切磋琢磨することや競争心の育成を期待するよりも、いじめや成績等の序列化、人間関係の固定化などにより、現在のクラスに居づらい事情があることなどが考えられる。

しかしながら、「クラス替え」を期待するとの回答が多くなかった結果は、保護者や地域住民ともに、1学年単学級であつても学級運営に支障がない程度の児童数（20人程）が確保されていれば、子どもたちの実態が把握しやすく、きめ細かい指導が受けられるとか、人間関係の深まりによってやさしさや思いやりが育まれる、といったよい面もあると見ている。このことから、1学年単学級でも有意義な学校生活を過ごせることから、第一義的に、複数学級までは望んでいないと見ることができる。

○ 基本方針『統廃合の対象校』について

「4小学校（三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校）を統合して1校にする」

教育委員会では、4小学校（三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校）を統合して1校にするという方針を掲げた。

アンケート結果では、保護者全体で60.0%が、地域住民全体で66.7%が「方針の通りでよい」との回答であった。しかしながら、統合対象地区の保護者では、「方針の通りでよい」とする回答は48.2%で半数を割り、「方針とは別の方法（2校統合など）がよい」「統合しないほうがよい」を併せた回答が51.4%であった。

全体としては6割以上が基本方針に賛同しているが、統合対象地区の保護者の回答結果が5割を下回ることや、「児童・生徒が減少する中で新たな校舎建設が財政負担とならないか」という意見を重視する必要がある。このため、統合対象校を有効活用する形で、まず2校ずつ統合し、既存の中学校と統合校を中心として小中一貫教育を推進していく中で統合の効果を検証し、次の統合を推進するといった段階的な統合方法で進める必要がある。

○ 基本方針『方策と統合校の設置場所』について

「当面の課題を早急に解消したいため、4校のいずれかを使用する。」

教育委員会では、統合校の設置場所としては、当面の課題を早急に解消したいため、4校のいずれかを使用するという方針を掲げた。

アンケート結果では、保護者全体で「ハッ保小学校」が29.5%、「小見野小学校」が28.8%、「三保谷小学校」が28.7%で3校が拮抗する。統合対象地区の保護者では「小見野小学校」が36.2%で最も高く、次いで「ハッ保小学校」が31.6%、「三保谷小学校」が21.4%となっている。一方、地域住民全体では「三保谷小学校」が37.0%、「ハッ保小学校」が33.1%、「小見野小学校」が20.4%となっている。統合対象地区の地域住民の回答でも同様の傾向が見られる。なお、保護者、地域住民のいずれも「出丸小学校」がよいとする回答は最も少ない。

このようなことから、方針通りに統合校の設置場所を1校に選定する場合の論拠を、アンケート結果のみに求めることは難しい状況である。そこで、整備計画がまとまった新たな子育て・教育支援の拠点（学童保育室・児童館・教育センター）との連携や、国も推進する小中一貫教育の推進を見据えた統合校の設置場所を選定するという観点が必要である。

なお、学校統合が必要とされる背景は、男女間の数のアンバランス解消や複式学級を回避することにより、学校規模が小規模であることによるデメリットの改善にある。このようなことから、統合校の開校時期については、できる限り早期に改善する必要があると判断し、当初は平成29年4月としていたが、保護者や地域住民の方々への周知期間やご理解、子どもたちや保護者の方々の不安感の軽減、統合にかかる準備作業等に相当の時間がかかることは、当然考慮しなければならない。

そこで、複式学級の編制が予想されているのが平成31年度以降であることから、統合校の開校時期は平成30年4月を目途ととすることに、変更する必要がある。

（参考）小規模小学校における複式学級の編成年度（予測）

- ・ 三保谷小学校 平成31年度から（2年生:6名、3年:10名）
- ・ 出丸小学校 平成33年度から（2年生:5名、3年:9名）

- ・ハッ保小学校 平成 34 年度から（2 年生:8 名、3 年: 7 名）
- ・小見野小学校 平成 32 年度から（2 年生:9 名、3 年: 6 名）

※ 平成 27 年 4 月 1 日現在の新入学児童数予測による

（参考）小規模小学校における男女数のアンバランスな状況（平成 27 年度）

- ・三保谷小学校 4 年生 11 人(男 8 人、女 3 人)
- ・出丸小学校 3 年生 10 人(男 7 人、女 3 人)
- 〃 5 年生 16 人(男 10 人、女 6 人)
- ・ハッ保小学校 1 年生 5 人(男 5 人、女 0 人)
- 〃 6 年生 17 人(男 12 人、女 5 人)
- ・小見野小学校 3 年生 14 人(男 2 人、女 12 人)
- 〃 4 年生 21 人(男 16 人、女 5 人)

※ 平成 27 年 5 月 1 日現在の数値

○ 基本方針『方策と統合校の設置場所』について

「将来的には中学校に隣接し又は敷地内に新築し、小中一貫校としたい」

教育委員会では、将来の目標として小中一貫校を設置したいという方針を掲げた。

アンケート結果では、小中一貫校・小中一貫教育は新たな取組みであることから「分からない」という回答は比較的多かったものの、保護者は、全体で 37.2%が、統合対象地区で 45.9%が「小中一貫校・小中一貫教育の取組を進めてほしい」と回答しており、比較的多くの方が、この取り組みを望んでいると見られた。一方、地域住民は、全体で 50.0%が、統合対象地区で 53.1%が「小中一貫校・小中一貫教育の取組を進めてほしい」と回答しており、保護者以上に小中一貫校・一貫教育に期待を寄せていると見られた。

このような結果を受けて、本町においても小中一貫教育を積極的に推進することが必要と考え、小学校と中学校との連携、交流、研究を行っていく。また、学校教育法の改正により、平成 28 年 4 月から市町村の判断で、9 年間の一貫した教育を行う新たな学校種として義務教育学校（※1）の設置が可能となる。

そこで、将来的には、小中学校の教員が、9年間を見通した中でお互いに協力し合い、子どもたちをよりきめ細かく指導することにより、学力や社会性の向上などを図ることを目的として、当面、「小中一貫型小・中学校（仮称）（※2）」による「小中一貫教育」の実現を目指したい。

例えば、独自の学年の区切りにより、英語科などの学習内容を、一部、小学校の段階から中学校の教員の協力により指導したり、小学校の算数、中学校の数学を小中学校の教員が協力して授業を行ったり、小中学生合同で部活動を実施するなどして「小中一貫教育」に取り組んでいきたい。

※ 1、2については、次の資料を参照

一学校教育法等の改正に伴う文部科学省の説明会資料（H27.9.29）から抜粋一

資料2「小中一貫教育の全体の制度設計」

資料3「前期6年・後期3年の区切りと4－3－2などの関係」

（P17～18参照）

Ⅱ 学校規模の適正化の必要性及び適正規模の基準

1 学校規模の適正化の必要性

川島町教育委員会の基本理念である基礎・基本の定着と個性を生かす「ひびきの教育」の実現、「生きる力を育む教育」の実現を図るためには、次のような要件を満たす学校規模が必要である。

(1) 学習面・生活面

- ① 多様なものの見方や自分の思い・考えを深めることができるグループ学習や大きな集団による活動など、多様な学習形態を取り入れた教育活動が可能になること。
- ② 児童数が過度に少ないことで起こる問題が生じないよう、一定の学校規模により、教員と個々の児童とのかかわりを良好に保つことができること。
- ③ 児童が多様な価値観を持つ多くの友達や多くの教員と出会い、交流することによって、集団でのルールを学び、社会性を身につけていき、心身ともにたくましく成長できること。
- ④ クラス替えは、友達関係の固定化や人間関係の序列化を防ぐことができるとともに新たな人間関係を築くことが個性を伸ばす機会にもなることから、クラス替えの効果が発揮できるよう各学年で複数の学級を確保できること。

(2) 学校運営面

- ① 教員間での協力体制が適切に取れるとともに、校務分掌や学年事務が無理なく分担できる一定数の教員配置が可能であること。
- ② 教員同士で学年の運営や教科の指導について情報交換や研究ができ、児童への対応について相談ができる複数の学級を確保できること。
- ③ P T A活動で保護者の負担感が増すことなく、学校運営に協力できること。

2 川島町における小学校の適正規模の基準

上記のような必要性を踏まえながらも、学校教育法施行規則第41条では『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実情その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。』と示されていることから、当町の小学校は、いずれも旧村単位に設置された学校で、明治期からの長い歴史を有し、地域コミュニティの中核を担っている。また、小規模校として長く運営され

てきた経緯から、保護者、地域住民ともそれなりにメリットを感じていると見られる。このような地域の実情は、統合の推進に当たって配慮すべきと考える。

については、統合により、1 学年あたり複数クラスにならず単学級であっても、学級運営に支障がない程度の児童数(20人程)が保てることを基準とする。

Ⅲ 学校規模の適正化の対象校及び推進の方策

1 学校規模の適正化の対象校

本町で早急に学校規模の適正化が必要な小学校は、検討委員会の報告にもあり、三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校であり、これらの4校を対象校とする。

2 学校規模適正化の推進方策

学校規模適正化の推進は、「統合」という方策を採るものとする。

なお、統合の趣旨、実施方法等については、以下の（１）、（２）を基本的な考えとし、具体例を示しつつ、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て統合に取り組むこととする。

（１）既存校を活用しての設置

「学校の統合」は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず対等な関係の統合とし、段階的に２つの小学校に統合する。

なお、統合単位としては、宿泊学習や社会科見学等においてすでに交流が進んでいる「三保谷小学校と出丸小学校」ならびに「八ッ保小学校と小見野小学校」とする。

（２）設置場所

統合小学校の設置場所は、児童の通学にかかる距離・時間、学校と放課後学童クラブとの連携・交流などに配慮して決定する。なお、統合後は、中学校との連携、交流を深め、小中一貫教育の推進に向けた研究を開始し、小中一貫型小・中学校の開校を目指す。よって、統合小学校の設置場所の決定は、中学校との連携・交流にも配慮するものである。

Ⅳ 学校規模の適正化に伴う教育環境の整備

学校規模の適正化を推進する際には、子供たちにとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行うものとする。

1 通学路の安全確保

- (1) 学校規模の適正化により、通学路が変更になる場合は、安全な通学路を検討し、設定する。その際には、児童生徒の安全が確保できるよう、道路の改善等を関係機関に要望していく。
- (2) 新たな通学路を検討する際には、通学距離や地域の状況を勘案し、登下校の安全性が高いスクールバスの使用を含めて、通学の安全確保を図る。

2 学校の施設設備の整備

学校規模の適正化を実施する際は、その効果がより高まるように、施設・設備面の改善や教材教具等の充実を図る。

3 教員等の配置

学校の統合に伴う児童の環境の変化等による、児童の心の支援に対応するため、該当校への教員配置の配慮を行うとともに、本町単独で予算措置をした非常勤職員や相談員等の特別な配置を行う。

V 学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

統合後の跡地・施設利用については、未就学児及び小中学校の保護者並びに地域住民を対象とした基本方針の説明会の意見等や、学校規模適正化に関するアンケート結果、地元の要望等も踏まえ、具体的な施設の利用方法を明示できるよう早急な取組みを行う。

VI 学校の統合に向けた具体的な進め方

これまでも示したように、三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校の4校は、児童減少による学校の小規模校化が進行しており、学校や地域の努力では解消できない課題が顕在化してきている。

町教委では、この課題解決のために次のようにスケジュールを修正し、学校規模の適正化に向けた取組を進める。

平成 27 年度 保護者、地域住民に基本方針の説明会の実施
保護者、地域住民に学校規模適正化に関するアンケートの実施
保護者、地域住民に学校規模適正化基本方針（修正案）の説明会の
実施

平成 28 年度 （仮称）統合協議会及び（仮称）学校分科会の設置・会議開催
スクールバス運行ルート、停留所の選定等
その他統合に係る意見、要望聴取

平成 29 年度 （仮称）統合協議会及び（仮称）学校分科会の会議開催
スクールバス試験運行
校舎修繕、備品・設備等の移設
閉校及び開校準備

平成 30 年度（目途）4 月統合校の開校、スクールバス運行開始

VII 結びに

小規模校化が進む4つの小学校は、児童数が少ないことによる複式学級の編制が目前に迫っていることや男女間・学年間でのアンバランスが顕著であることから、学習面・生活面での教育効果が十分に発揮されるよう、早急に教育環境の改善を図ることが大切である。

また、対象とした4校以外の中山小学校と伊草小学校については、川島町教育委員会で定める小学校の適正規模の基準に合致しているが、今後は、将来にわたる児童数の推移を見極めながら、全体的な学校規模の適正化を検討することも考えられる。さらには、中学校の生徒数の減少を鑑みると、併せて中学校規模の適正化についても検討していく必要がある。

このような基本的な考え方を踏まえ、今回の学校規模適正化の実施を機会に、本町の小・中学校の子どもたちの学力や社会性の向上を図るため、国が進める小中一貫教育を、積極的に推進していきたい。

この取組みにより、よりよい教育環境が整備されることで、国や県の教育振興の基本理念であり、川島町教育行政重点施策の基本理念でもある「生きる力」の育成を図りたい。

関係者の皆様には、今後も本町の学校教育の充実に向けて積極的な支援を賜るよう、お願いするものである。

■ 川島町立小学校規模適正化基本方針説明会における主な質問・回答一覧
(学校等保護者向け説明会)

おもな質問・意見		回 答
I 統合小学校の開校時期、スケジュールについて		
①	小学校を統合するということは決まったことなのか。	現段階では、教育委員会として考える望ましい学校規模、また学校規模の適正化を進めるにあたっての方向性を説明してるところです。よって、未だ統合が決定したわけではありません。
②	平成29年4月を統合小学校の開校目標とした理由は。	1日でも早く、小規模な4つの小学校を適正規模に整備して、子どもたちにとって望ましい教育環境を用意したいという考えで、一生懸命頑張って、最短で準備できるのが平成29年4月であろうということで目標を設定したものです。
③	目標どおり平成29年4月に開校できるのか。	4小学校の統合に関して、町長部局、町民、議会での合意が得られれば、統合に向けて直ちに準備を進めたいと考えます。平成29年4月の開校に向けて努力します。
④	今後の統廃合のスケジュールはどう考えているのか。	現段階では、詳細なスケジュールは提示できません。しかしながら、今後、学校規模の適正化に関するアンケートを実施し、保護者、住民の皆さまの考えを集約し、教育委員会、町議会に結果を報告します。その後、総合教育会議において、町長部局と協議のうえ、財源的な裏付けを持った計画(案)を策定することになります。そしてもう一度、説明会を実施し、計画(案)に関して合意が得られるようならば、町議会で統廃合を決定することとなります。統廃合が決定された後、統合準備委員会(仮称)という組織を立ち上げ、教育委員会だけでなく、学校の教職員、PTA、地域の代表者などが集まって、統廃合の準備を進めていくことになります。
II 統廃合の方法について		
①	統合対象の4小学校(三保谷小・小丸小・ハッ保小・小見野小)は、いっぺんに1校に統合するのではなく、2校ずつ統合する考えはないのか。	現在の学習指導要領では、子どもたちは、生きる力を身につける必要があるとされています。これは一定の集団規模の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することで、身に付くものと考えられます。このような考えから、基本方針では、適正なクラス規模を1学年複数としています。この基準を満たすには、2校ずつでなく4校を1校に統合する必要があることから、このような方針にしています。
②	2つの中学校の統合は進めないのか。	児童だけでなく生徒の人数も減ってきているのは事実であり、いずれは中学校の統合も検討しなければなりません。しかし、今取り組まなければならないのは、小規模校化した4つの小学校の統合と考えます。
③	2つの中学校を先に統合し、廃校した中学校を統合小学校に充てる考えはないのか。	中学校の統合よりも小規模校化した4つの小学校の統合を進めることが急務と考えていることから、現時点では、このような統合方法は検討しておりません。
III 統合小学校の設置場所について		
①	設置場所は決まっているのか。	統合小学校の設置場所については、現段階ではまったく決まっておりません。今後実施するアンケート結果を踏まえて検討していくことになります。
IV 統合小学校の整備について		
①	将来的に小中一貫校を設置するという目標にも関わらず、なぜ、暫定的に4小学校を1校に統合する必要があるのか。	本来ならば、川島中学校の敷地内あるいは隣接地に統合小学校を建設し、小中一貫校を設置したいところですが、様々な法規制や財政などの関係から、建設までかなりの期間が見込まれています。それまで現状の小規模校を継続させますと、必ず複式学級を編制しなければなりません。複式学級は子どもたちだけでなく教職員にも大きな負担があると考えています。そこで、複式学級を回避するため早急に統合を進めなければならないと考え、既存の小学校を統合校の設置場所として活用するという考え方が出たものです。
②	どのような内容の校舎整備を考えているのか。	4つの小学校の児童数を合計すると通常学級だけでも12クラスになります。しかしながら、小規模校4校はいずれも通常学級の部屋数が6部屋なので、少なくとも6部屋は足りなくなります。このため足りない教室は、敷地内に建設する必要があります。建設方法は、でき得る限り早急に統合校を開校したい考えから、比較的工期が短くて済むプレハブ建物を想定しています。
③	来校者の駐車場の確保は考えているのか。	学校を統廃合すれば、校舎だけでなく駐車場の整備も必要となりますので、検討することとなります。
④	整備に係る財源調達はどう考えているのか。	今は、学校規模を適正化するための方針を説明している段階であり、今後、町長部局と調整のうえ、計画という形で財源的な裏付けをとることになります。よって、現段階では、財源的な検討は行っておりません。

おもな質問・意見		回 答
V スクールバスの運行について		
①	どの程度の通学距離になるとバスを利用できるのか。	文科省では小学生の通学距離として4km以内という基準がありますが、スクールバスを取り組んでいる自治体の例では、必ずしもこれによらない場合も多々あります。基準の作成に際しては、通学現場を把握しつつ、学校、PTAと協議のうえ検討することになると思います。
②	車酔いなど子どものケアを考えてほしい。	配慮を検討したいと思います。
③	運動不足、体力低下が心配である。	スクールバスを取り組んでいる自治体の例では、子どもたちの運動不足が課題になっていることが分かっていますので、対応について研究、検討したいと考えます。
VI 小中一貫教育・一貫校について		
①	小中一貫校が求められている背景・課題は何か。	小中一貫教育・一貫校とは、現在の6年制の小学校、3年制の中学校という別々の教育課程の学校を、9年間連続した課程の学校に変えて、小学生から中学生まで継続して教育していくという考え方です。これには背景・課題などがあります。1つ目は、現在の6-3制ができた昭和20年代前半と比較し、今の小学生は身体的発達のスピードが2～3年程度早くなっていること。2つ目は、中一ギャップという課題があります。これは、小学校ではクラス担任制なのに、中学校になると教科担任制に変わったり、また、違う友だちもできたりし、急激な環境変化から人間関係に戸惑いを感じたり、場合によっては、不登校になってしまう子もいる。このような現象が中1になった時に増える。これを中1ギャップと言っています。そこで、小学校から中学校まで9年間を継続して、子どもたちの面倒を見られれば、このような課題を解決できるのではないか。また、教育効果が上がるのではないかと狙いが、この小中一貫教育・一貫校にあります。小中一貫教育・一貫校を、川島町でもやっていきたいという思いで、将来の目標としています。
②	町が考える小中一貫教育・小中一貫校の取り組みイメージは。	川島中学校の敷地内あるいは隣接地に統合小学校の新校舎を建設して、小中一貫校にするというイメージです。中山小学校と伊草小学校は、現段階では、中学校と一体となった小中一貫校でなく、中学校との連携をさらに充実させた小中一貫教育という方でイメージしています。
VII 少人数教育について		
①	学校間の交流事業は進めるのか。	現在も、三保谷小学校と出丸小学校の間で、またハッ保小学校と小見野小学校の間で、社会科見学などで交流事業に取り組んでいます。統廃合が完了するまでの間もそのまま継続し、さらに充実させたいと考えています。
②	複式学級を問題と捉える理由は何か。	小学校の場合2つの学年の人数が16人以下になる1つのクラスで編制するようになります。(ただし1年生を含む場合は、8人以下)これを複式学級と言います。全国で、複式学級に取り組んでいる学校はたくさんあり、悪い面だけでなく良い面もあるのは事実です。しかし、一般的には、つぎのことから問題があると考えています。例えば、2年で生活科、3年生で社会科といったように、別々の教科を同時に授業する場合、どうしても子どもたちが自主学習を強いられる場合があったり、また先生にとっても、授業の進め方に非常に難しい運営を強いられることがあり、負担が大きいというものです。
③	30人学級の編制は推進するのか。	30人学級の編制にしますと、国・県の教員配置基準を超えて教員を配置しなければならないことから、教育の人件費を町の負担になる可能性があります。なんとしても取り組みたいと考えています。

川島町立小学校規模適正化基本方針説明会における主な質問・回答一覧 (地域住民向け説明会)

おもな質問・意見		回 答
I 全庁的、長期的展望に立った施策について		
①	子どもの数の減少に伴い教育環境を整備する必要があるというが、町としてはもっと積極的に少子化対策、人口増加策を採るべきでないか。	町では、これまで人口減少を食い止めるため移住促進など進めてきましたが、現在、総合振興計画の見直しの時期に当たっていますので、今後も、さらに有効な施策を検討するよう町長部局に働きかけていきたいと思います。
②	学校は地域コミュニティの中核なので、なくなってしまうと、地域活力の弱体化が懸念される。学校の統廃合は、教育委員会だけでなく、町として検討すべき課題と考える。	地域に根差した学校が、川島町の特徴だと思いますので、ご指摘の通り、学校がなくなると地域の活力が損なわれる心配もあると考えられます。地域コミュニティが崩壊しないよう、廃校後の跡地利用について、町長部局と調整を図りながら進めたいと考えます。
II 統合小学校の整備内容、財源について		
①	4つの小学校を統合し、既存の校舎を活用するとすると、教室数が足りない。不足する教室はどう整備するのか。また、その財源はどう考えているのか。	4つの小学校の児童数を合計すると、必要とされる教室数等の規模は現在のおよそ2倍になるので、校舎の増築が必要となります。また、統合小学校の開校目標としている平成29年4月までに早急に建設したいという考えから、教育委員会としては、工期を短縮できるプレハブ工法を想定しています。財源計画については、今後、町長部局と協議したうえで、学校規模適正化基本計画(案)が決定した際、その計画に盛り込むことになると考えます。
III 中学校の統廃合について		
①	小学生が減少しているのだから、中学生も自ずと減少する。よって、2つの中学校も適正規模を満たせなくなるのは必然である。中学校の統廃合はどう考えているのか。	教育委員会としては、今、取り組むべきは、小規模校化した4つの小学校の統廃合と決定しています。ただし、中学生も減少していることから、中学校の統廃合の必要性も認識していますので、今後、検討していきたいと考えます。
②	中学校では生徒数の減少で、クラブ数が減り、また運営も難しくなっていると聞く。中学校の統廃合を進めるべきでは。	小規模校化した4つの小学校では、現在でも1クラスの児童数が1ケタ、男女間の数にアンバランスが生じていたり、数年後には複式学級の編制も予想されている。このような状況の解消が先決課題と考えています。ただし、中学校の統廃合の必要性も認識していますので、今後、検討していきたいと考えます。
IV 小中一貫教育・一貫校について		
①	小中一貫校について、詳しく教えてほしい。	学校教育法が改正されたことにより、平成28年4月から、義務教育学校という名称の小中一貫校を、市町村の判断で設置できるようになります。小中一貫校とは、6年間の小学校と3年間の中学校を一体にして、9年間を見通した中で教育を行う学校ですが、これが求められるようになったのは、現在の小学生の身体的成長が、現行の小中学校の6-3制が出来た昭和20年代初頭と比較し、2-3年早まっていること。また、子どもたちが小学校から中学校へ進んだ際の接続がうまくいっていないために、学校に馴染めないとか、不登校になる子が中1になったとき増加する傾向が顕著になっていることがあります。(これを中一ギャップという。)小中学校の9年間を見通した中で、教育を行えば、これらの課題を解消できるという狙いがあります。
②	基本方針のイメージでは、統廃合の対象とされる4つの小学校を中学校と一緒に、小中一貫校にするように見えるが、残りの2つの小学校は小中一貫教育の対象外なのか。	小中一貫教育・一貫校の取り組みは、三保谷小・出丸小・ハツ保小・小見野小の4つの小学校だけでなく、当然、中山小・伊草小も含め、全体的に進めるべきものです。教育委員会としては、これを町で取り組めるよう調査・研究を進めたいと考えます。

おもな質問・意見		回 答
Ⅳ 小中一貫教育・一貫校について		
③	小中一貫校とは、小学校と中学校を一体にした学校と聞か、既存の中学校の敷地、校舎を使うことになるのか。	具体的に言えば、三保谷小・出丸小・ハツ保小・小見野小を統合したものを、川島中学校の敷地内、あるいは隣接地に新校舎を建設し、これで小中一貫校にしたいというイメージです。残りの中山小学校と伊草小学校については、校舎は物理的に離れていても、中学校との連携を深めて、小中一貫教育を進めるというイメージで考えています。
Ⅴ 少人数教育について		
①	教育の基本は、子どもたちをいい子に育て、知識を付けさせることだと思う。このようなことから、人数はむしろ少ないほうが良いのではないか。	教育には、「知育」「徳育」「体育」という3つの柱があります。知識の習得については、1人の先生が受け持つ子どもの数が少なければ、子どもは知識を身につけやすい傾向はあるかもしれませんが、しかし、「徳育」「体育」といった、心身を鍛えるとか社会性を身につけるといった分野では、少人数の中では子どもたちの成長に問題があると考えます。
②	学校がなくなると、子どもを持つ親から見て、魅力のない町と映らないか。このようなことから、小規模校はそのまま継続する方がいいのでは。	小規模校が良いという意見もありましたが、子どもたちの数が少ないことに関し、非常に危機感を持っており、早急に統廃合を進めてたくさんの友だちと学べる環境を作って欲しいという厳しい意見もあります。教育委員会では、小規模校の状態が続いた場合、果たして子どもたちにとって本当に望ましい教育環境と言えるのだろうかという発想からスタートし、色々な方々に意見を聞いたり、研究し、検討して、この基本方針を立てました。また、地域の活性化策については、町長部局と調整を図りながら進めるべきと考えています。
③	複式学級を問題視しているが、複式学級となってもうまく学校運営していく考えはないのか。	山間部など地理的な関係で、学校を統廃合できない地域では、複式学級に取り組まざるを得ない所がありますし、上手に運営している所もあるので、一概に複式学級が悪いとは言えませんが、一般的には、複式学級は子どもたちにも先生たちにも多大な負担を強いられるものなので、教育委員会としては、回避したいと考えます。
④	基本方針で、30人学級を推進したいとされているが、その理由は。	学校を統合することで、きめの細かい指導ができるよう、少人数教育の良さも取り入れた30人学級を推進したいと考えます。また、1、2年生は35人、3年生以降は40人という通常の学級編制のところ30人学級にできれば、さらに児童数が減少しても、基本方針で掲げた複数学級を維持しやすいということが言えます。
Ⅵ 廃校後の跡地利用について		
①	学校が廃校になって、そのまま跡地が活用されないと地域コミュニティの弱体化が懸念される。よって、学校の統廃合と並行して跡地利用を検討すべきでは。	統廃合と並行し最善の活用方法を考えていかなければなりません。廃校後の跡地活用方法について、教育委員会、町は当然考えますが、地域の皆さんにも知恵を出していただきたいと思えます。町、教育委員会、地域の皆さん一緒になって町を元気にできるようご協力をお願いします。
②	学校が廃校になった後も、地域の子どもの交流の場として扱ってもらえるとよい。	貴重なご意見として受けたまわらせていただきます。

おもな質問・意見		回 答
Ⅶ 説明会について		
①	説明会の内容は、まだまだ知らない町民が多いと思う。広報誌に資料を入れて全世帯に配布してもらえると思う。	基本方針の説明資料については、ホームページ、回覧などに掲載しましたが、さらに周知に努めてまいります。説明会の開催状況、質疑については、今後、ホームページ、広報誌に掲載する予定です。
②	説明会での質疑内容は公表されるのか。	今後、ホームページ、広報誌に掲載する予定です。
③	公民館単位でなく、集会所単位で説明したほうがよいのでは。	貴重なご意見として受けたまわらせていただきます。
Ⅷ 今後の進め方について		
①	統廃合の対象とされる4つの小学校は、どこも長い歴史があるから、地域の方々の愛着も深く、それだけに、色々な意見があると思うが、現在、小学校に通う子の保護者、またこれから小学校に通う子の保護者の意見を中心に進めたほうが良いと思う。	学校は教育の場ではありますが、地域コミュニティの中核でもあることから、保護者の方々だけでなく、地域の皆さんも意見も取り入れなければならないと考えます。ただし、貴重な意見として受けたまわらせていただきます。
②	説明会后、アンケートを実施するというが、その後、どのように進むのか。	アンケートを集計して、集計結果を、8月に教育委員会に報告します。続いて9月の議会で説明したいと考えます。さらに、総合教育会議において提示し、町の方針とすることで、基本計画(案)を策定していきたいと考えています。

小中一貫教育の全体の制度設計

◎制度設計のポイント

- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付ける(義務教育学校)
- ・独立した小・中学校が義務教育学校に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない

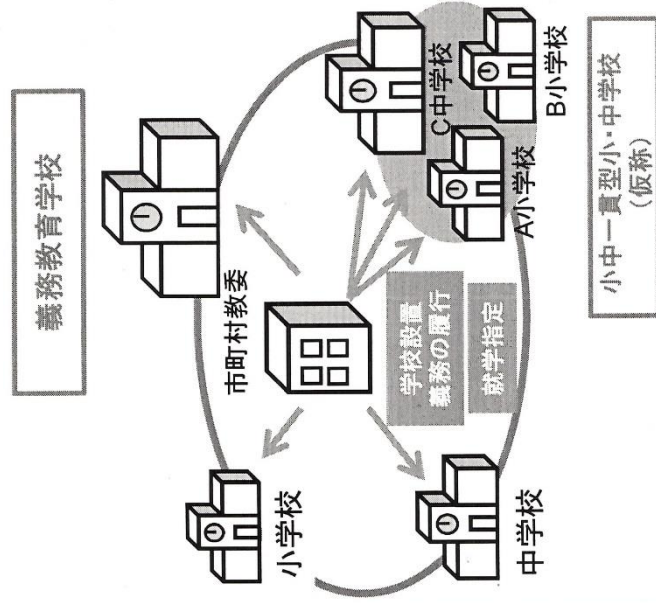
◎小中一貫教育の2つの類型

今回学校教育法等
改正で措置

今後政省令
改正で措置

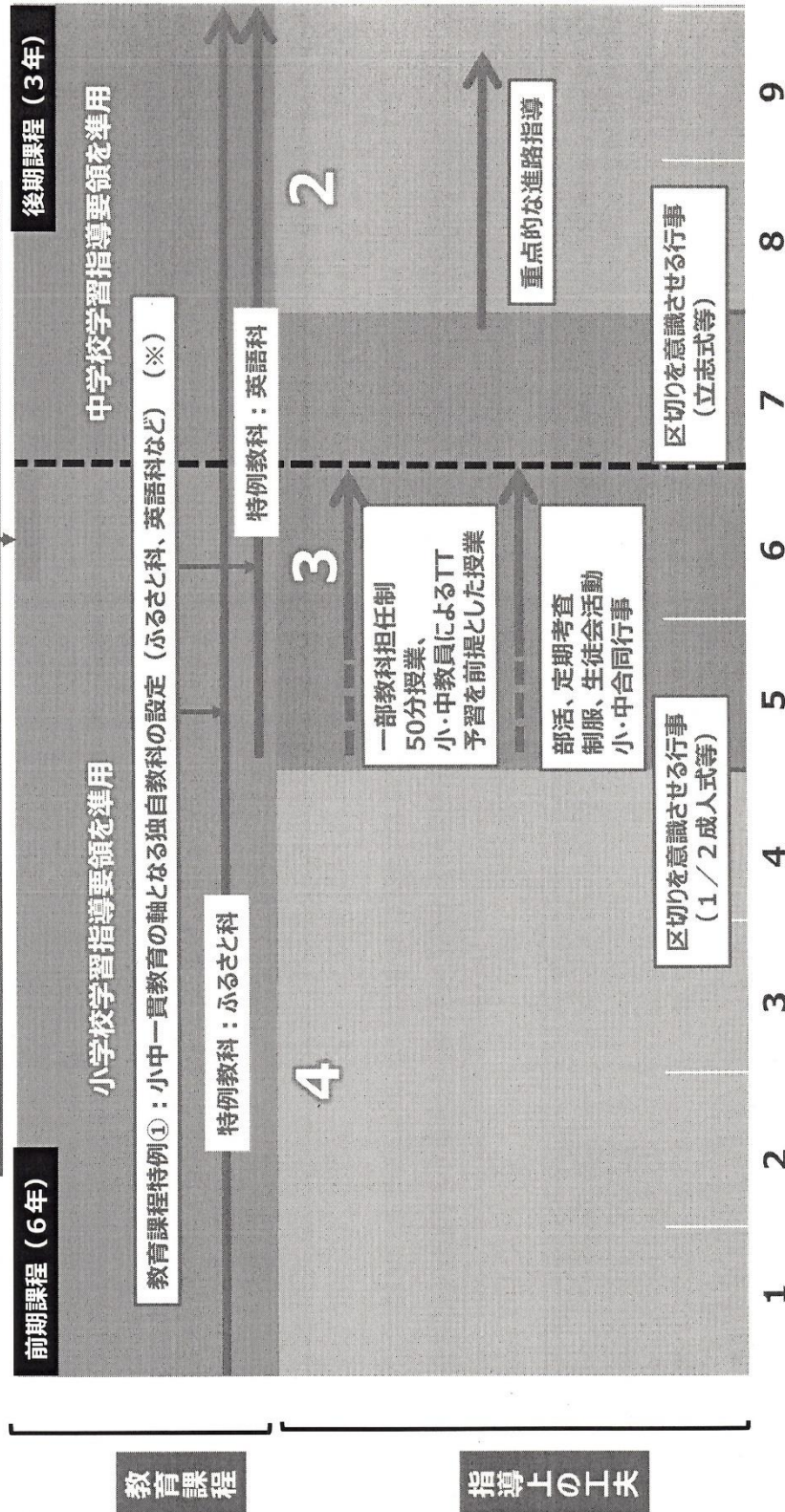
義務教育学校		小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設 (義務教育学校と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中免許を併有 (当面は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進) (制度化に伴う主な支援策) 9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 (制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援	・施設の一体・分離を問わず設置可能 (制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援

◎制度化後のイメージ



前期6年・後期3年の区切りと4-3-2などの関係

教育課程特例②：前期・後期課程間の指導内容の移行（※）
 （例）小学校高学年からのアルファベット指導（英語）や負の数・代数の指導（数学） など



- 特例の前提条件(イメージ)：
- ① 教育基本法及び学校教育法に規定する小学校及び中学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であること
 - ② 学習指導要領の内容項目が9年間を通じて網羅され、学習内容の系統性・連続性が確保されていること
 - ③ 児童生徒の過重負担への配慮や転出入児童生徒の教育に支障が生じないような適切な配慮がなされていること
 - ④ 学習指導要領の内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること
 - ⑤ 各教科等の目標がおおむね達成されていること

川島町立小学校規模適正化基本方針
(修正版)

平成28年1月
川島町教育委員会
川島町教育委員会教育総務課
〒350-0192川島町大字下八ツ林870番地1
TEL : 049-299-1730
FAX : 049-297-8410
E-mail: gakkou@town.kawajima.saitama.jp

川島の教育
ひびきの教育



川島マスコットキャラクター
かわみん かわべえ